

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月22日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第25号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

おゆみ野学園前 駅南東地区地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたおゆみ野学園前駅南東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------------------	--

別表第2 おゆみ野駅南地区地区整備計画区域の項、おゆみの道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域の項、おゆみ野中央東地区地区整備計画区域の項及びおゆみ野南6丁目東地区地区整備計画区域の項中「（政令第130条の5各号に掲げるものを除く。）」を削り、同表に次のように加える。

おゆみ 野学園 前駅南 東地区 地区整 備計画 区域	低層住 宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5各号に掲げるものを除く。）
	沿道住 宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令

		<p>第130条の3で定めるもの</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の2で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
--	--	---

別表第2の2 おゆみ野駅南地区地区整備計画区域の項、おゆみの道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域の項、おゆみ野中央東地区地区整備計画区域の項及びおゆみ野南6丁目東地区地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	10分の10
----------------------	--------	--------

別表第3 おゆみ野駅南地区地区整備計画区域の項、おゆみの道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域の項、おゆみ野中央東地区地区整備計画区域の項及びおゆみ野南6丁目東地区地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	10分の5(法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては、10分の6)
----------------------	--------	---------------------------------------

別表第4に次のように加える。

おゆみ野学園前駅南東	低層住宅地区	165平方メートル
------------	--------	-----------

地区地区整備計画区域	沿道住宅地区	
------------	--------	--

別表第5に次のように加える。

おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0.8メートル以上とする。	(1) 地階のもの (2) 物置その他これに類する附属建築物で、高さが3メートル以下のもの (3) 建築物に附属する自動車車庫
	沿道住宅地区		

別表第6 おゆみ野駅南地区地区整備計画区域の項、おゆみの道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道西地区地区整備計画区域の項、おゆみ野秋の道東地区地区整備計画区域の項、おゆみ野中央東地区地区整備計画区域の項及びおゆみ野南6丁目東地区地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

おゆみ野学園前駅南東地区地区整備計画区域	低層住宅地区	10メートル
----------------------	--------	--------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。